

著作者人格権の文化財保護機能の考察¹⁾

— アメリカ連邦著作権法およびカリフォルニア 州法における所有権の制限を素材として —

大沼友紀恵*

- I 序
- II コモン・ローおよび連邦著作権法 (VARA 制定以前)
- III カリフォルニア州法
- IV 連邦著作権法 (VARA)
- V 考察

I 序

文化財には、複数の価値が並存している。有体物としての物理的な価値と、文化的利益という無形的な価値である²⁾。文化財は「財」の名を持つが、実用とは全く性質や次元の異なる精神的な価値を担うものである³⁾。文化財が著作物であ

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第11巻第3号 2012年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了、2010年3月博士(法学)取得

- 1) 本論文は、博士学位論文「物の文化的利益の確保のための所有権の制限に関する比較法的・立法論的研究——約定人役権の再評価の試み——」の一部を加筆修正したものである。なお、本論の理解に必須であるため、序の一部が、大沼友紀恵「著作者人格権による所有権の制限とその文化財保護機能——フランス法を素材として——」一橋法学11巻1号179頁以下と重複していることをあらかじめおことわりしておく。
- 2) 文化財という言葉は、しばしば、これらの2つの側面のうち有体物としての意味を指すものとして使用されるとの指摘がある。CORNU (M.), *Le Droit Culturel des Biens*, 1996, p. 17. 本書の内容を紹介する邦語文献として、大村敦志「二〇世紀が民法に与えた影響(2)物・契約をめぐる現代フランス民法学の研究動向」法協120巻12号2423頁(2003)がある。
- 3) 文化財保護委員会『文化財保護の歩み』4頁(文化財保護委員会、1960)文化財保護委員会。

る場合、そこには著作物としての価値もさらに並存する。文化的利益と著作物としての価値は、重複する場合とそうでない場合がある⁴⁾。異なる複数のカテゴリの文化的利益を帯びた文化財については、両者の価値が部分的に重複することもありうる⁵⁾。

文化財の所有者は、一般に、その所有物を大切に保護すると思われがちであるが、必ずしもそうではない。例として、ロックフェラーによるディエゴ・リベラの壁画の破壊をあげることができる。1932年当時、すでに世界的に名高い芸術家であったディエゴ・リベラは、ロックフェラー家の依頼により、マンハッタンに新築されるビルのために壁画を描いた。しかし、リベラの描いた壁画は、論争を引き起こしそうな内容だったため、板で覆われ、最終的に破壊された。ロックフェラーのこの行為は、芸術に対する蛮行として非難を浴びたが、違法な行為ではなかった。他にも、文化財が所有者によって破壊された例は枚挙にいとまがない⁶⁾。このため、文化財に存する文化的価値を守り、社会全体の利益を確保するためには、文化財の所有権を制限する必要がある。

今日、文化的利益の確保という機能を有する所有権の制限——文化財のみを対象とした法制度であると否とを問わない——は、様々な法分野に散在している。そして、組織だった文化的利益の確保は、これらの法的メカニズムと行政手続を巧みに利用することでのみ可能なことは疑いの余地がない。そのためには、前提として、それぞれの制度の特徴および制度間の関係を明らかにすることが必要である。

文化財に関する法は、複数のグループからなる。1つ目は、文化財保護法、歴史的建造物保護法などの、文化についての特別法である。2つ目は、文化財のみを対象とするわけではない財産についての一般法である。文化財は、他のより一

-
- 4) 著名な画家の作品であるために高い文化価値が認められる場合、2つの価値は完全に重複する。逆に、著作物としての評価は高くはないが、歴史上の人物、歴史的イベントと関わりがあるために高い文化的価値が認められる場合、2つの価値は重複しない。
 - 5) 「睡鳩荘」は、著名な建築家であるヴォーリズの建築であり、フランス文学者朝吹登水子ゆかりの建造物でもある。「睡鳩荘」が建築の著作物にあたる場合、著作物としての価値と文化的利益は部分的に重複する。
 - 6) 大沼友紀恵「物の文化的利益の確保のための一般財産法上の所有権の制限の比較的研究(1)」一橋法学9巻3号296頁(2010)。

一般的なカテゴリにも登場する。文化財は、動産または不動産、有形または無形だからである。後者のカテゴリにおいては、一般法である財産法および知的財産法が特に重要性が高い⁷⁾。

本論文では、上記の所有権の制限うち、知的財産法による所有権の制限、具体的には著作者人格権による所有権の制限とその文化財保護機能について、アメリカ法を素材として検討する⁸⁾。

1 問題の所在

著作者人格権は、一般に、著作者の人格的利益を守るための権利として認識されており、そこには、著作物の改変などを禁止する同一性保持権が含まれている。同一性保持権は、著作物の改変などを禁止することにより、著作物の所有者の所有権の行使を制限するものである⁹⁾。著作物には、絵画、彫刻、建造物などの文化財が多く含まれるから、著作物を改変などから守ることは、著作者の人格的利益のみならず、人類共通の財産である文化財を保護し、社会の利益を守ることにもつながる¹⁰⁾。この世に2つとない文化財の原作品が改変され、または破壊された場合、その復元は不可能もしくは困難な場合が多く、社会に究極的な損失が生じるからである。このような著作者人格権の文化財保護機能は、単なる結果的なものであろうか。

この点につき、比較法的にみると、著作権法には、著作者人格権の文化財保護機能に言及しない立法例が多い。しかし、判例が著作者人格権の文化財保護機能を正面から認めている国もある。また、著作権法に、著作者の一身専属の人格権

7) CORNU (M.), *supra* 2, p. 17.

8) 文化財保護法による所有権の制限については、大沼友紀恵「物の文化的利益の確保のための所有権の制限の比較法的研究～文化財保護法による制限について」成蹊大学一般研究報告第45巻第5分冊1頁(2011)、文化的利益の確保のための一般財産法上の所有権の制限については、大沼・前掲注6)、同「物の文化的利益の確保のための一般財産法上の所有権の制限の比較法的研究(2・完)」一橋法学10巻1号155頁(2011)をそれぞれ参照。

9) Merryman, *The Refrigerator of Bernard Buffet*, 27 *Hastings L.J.* 1023, 1047 (1976).

10) 半田正夫『著作権法概説13版』116頁(法学書院、2007)、ジョセフ・L・サックス『「レンブラント」でダーツ遊びとは——文化的遺産と公の権利』63頁以下(岩波書店、2001)。

の保護のみでは説明がつかない規定も存在し¹¹⁾、これらの規定のうちには、その根拠を公衆の文化的利益の保護に求めることができるものがあるとする見解もある¹²⁾。

そこで、本論文では、所有権制限法理である著作者人格権の文化財保護機能という側面に光を当てる。各国法の比較は別稿に譲り、アメリカ法の内容を紹介する。

フランスをはじめとする大陸法系のヨーロッパ諸国が著作者の財産的権利とは別個に、非財産的権利である著作者人格権を認めてきているのとは対照的に、英米法系に属するアメリカでは、著作者人格権について近年まで特別な保護は与えられていなかった。

ところが、1979年、カリフォルニア州において、著作者人格権を保護するカリフォルニア州美術保護法（California Art Preservation Act 以下では、「CAPA」と略称する）が制定され、その後、ニューヨーク州やマサチューセッツ州などの各州において同旨の法律が次々と制定された¹³⁾。そして、ベルヌ条約加盟の翌年、ようやく、連邦議会も、視覚芸術家の保護に関する法律（Visual Artists Rights Act of 1990 以下、「VARA」と略称する）を制定するに至った。

CAPAは、立法目的として公共の利益にも言及する（Cal.Civ.Code § 987(a)）。また、同法および連邦法であるVARAは、各国の法制において概して消極的に解されている著作物の破壊をも禁止の対象としており（Cal.Civ.Code § 987(c)(1), 17 U.S.C. § 102(a)(3)(B)）、著作者人格権の文化財保護機能を考察するうえで、検証が欠かせない。

11) 詳細については、大沼・前掲注1) 181頁参照。

12) 松田政行『著作権法コンメンタル1』半田正夫＝松田政行編738頁（頸草書房、2008）。他に、著作者人格権の文化財保護機能を認めるものとして、作花文雄『詳解著作権法』227頁以下（ぎょうせい、第3版、2004）加戸守行『著作権法逐条講義』170頁（著作権情報センター、3訂新版、2000）、小泉直樹「著作者人格権」民商116巻4・5号586頁（1997）がある。

13) ニューヨーク州法、マサチューセッツ州法については、山口裕之『芸術と法』259-261頁（尚学社、2001）参照。

2 本論文の構成

本論文では、Ⅱにおいて、コモン・ローおよび視覚芸術家保護法が制定される以前の連邦著作権法下での著作者人格権をめぐる状況について概観し、Ⅲでカリフォルニア州美術保護法、Ⅳで視覚芸術家保護法について検討する。Ⅴでは、これらの立法を比較しつつ、著作者人格権の文化財保護機能を検証する。

Ⅱ コモン・ローおよび連邦著作権法 (VARA 制定以前)

1 保護の対象

(1) 原則論

連邦著作権法では、1870年法において、はじめて立体作品に言及がなされた。連邦著作権法の下では、創作的な表現で固定されていることが、著作物の要件である(17 U.S.C. § 102(a))。この要件を充たせば、著作権は発生するものの、Ⅳで検討するVARAによる場合を除き、法的な救済を受けるためには著作権の登録が必要である。

(2) 応用美術

現行法である1976年法は、絵画、図形および彫刻の著作物と実用品についての定義を置き、分離テストについて定める。

同法は、「絵画、図形および彫刻の著作物は、……応用美術……を含む」(17 U.S.C. § 101)と定める。そして、実用品を「単に、物品の外見を描写し、または情報を伝えることだけでない本来的に実用的な機能を持つ物品」と定義したうえで「絵画、図形および彫刻の著作物は、構造的または実用的側面ではなく、形状に関する限り、美術工芸の著作物を含む。本条に定義する実用品のデザインは、当該物品の実用面と別個に識別することができ、かつ、独立して存在しうる絵画、図形または彫刻の特徴を有する場合にのみ、その限度において絵画、図形または彫刻の著作物として扱われる。」(17 U.S.C. § 101)との基準を示した。すなわち、実用的な側面から別個に特定でき、かつ独立に存在することができる美術的特徴が、著作権で保護されることになる。

そこで、「実用的な側面から別個に特定でき、かつ独立に存在することができる」とはどのような場合なのかが問題となるが、これには、一般に「物理的」な分離と「概念的」な分離があるといわれている。もっとも、物理的分離と概念的分離の二つの区別は必ずしもはっきりせず、概念的分離可能性についても、裁判例を含め様々なテストがある¹⁴⁾。

2 著作者人格権の保護

VARA 制定以前の連邦著作権法においては、著作者人格権を保護する規定が置かれていなかったため、著作物を改変や破壊から守ることは困難であった。

このような状況の下で、同一性保持権類似の権利を認めたとされるのが *Giliam v. American Broadcasting, Inc* 事件¹⁵⁾である。

事案の概要は、こうである。X が A のために制作したテレビ番組のシリーズにつき、Y が A から放映権を取得し、番組を再編集する際に大幅にカットして放映した。XA 間には、脚本に関して A が重大な修正をすることができないという契約が締結されていた。X は、番組の内容が寸断されているとして、その放送差止を求めた。

第一審では、誰が著作権者なのか認定することができないとして、X の請求は棄却された。

第二審は、「モラル・ライツおよびその侵害に対する請求は、前述のように、わが国の著作権法では認められない (*Miller v. Commissioner*¹⁶⁾)。法は著作者の人格権よりもむしろ、経済的な権利を認めることに意を用いてきたからである。芸術的、知的な創造に経済的なインセンティブを与えることは、著作権法にとって根本的な役割を果たすものではある。しかしながら、このことは、必ずしも、芸術家が自己の作品を……改変から守ることができないということを意味するものではない。」と判示した。

14) 概念的分離可能性が問題となった事案として、*Kieselstein-Cord* 事件 632 F.2d 989 (2d Cir. 1980), *Carol Barnhart Inc.* 事件 773 F.2d 411 (2d Cir. 1985) がある。

15) 538 2d 14 (2nd Cir. 1976).

16) 299 F.2d 706, 709 (2nd Cir. 1962).

その上で、本判決は、契約法や不正競争防止法により救済が認められた裁判例を引用して X を著作権者と認定し、A には番組の再編集の権限がなく、Y がその権限を取得することもなしとして、Y による再編集は著作権侵害であり、ランダム法 43 条 2 項に反するとして、X の請求を認めた。

本判決では、契約法、不正競争防止法により同一性保持権が認められるのと同様の結果となった。しかし、契約当事者の力関係を考慮に入れると、著作者があらかじめ契約締結時に契約条項によって著作者人格権を確保しておくことは不可能に近い。また、その他の法理による場合でも、モラル・ライツが明示的に認められることはなく、類似の救済は認められても直接人格権侵害の救済を求めることは不可能であった¹⁷⁾。

このように、アメリカでは、長い間、芸術家の著作者人格権が顧みられない状態が続いた。それは、次のような理由による。知的財産の分野で、輸出ではなく、もっぱら輸入の多い国は、製作者の利益を保護するインセンティブに乏しく、アメリカはまさにこのような国に該当した。アメリカ人は、それ以前から熱心な芸術品のコレクターであったが、そのコレクションの対象は、もっぱら海外の作品であった。すなわち、アメリカにおいては、外国人であるそのような芸術の創造者を保護することは、国家の利益ではなかったのである¹⁸⁾。

そして、アメリカの芸術家は、ヨーロッパの芸術家と異なり、比較的最近になって絵画、彫刻の分野——アメリカの著作者人格権立法の主要な分野——で実質的に重要な地位を確立した。このような状況の変化は、Ⅲ以下で見る立法に少なからず影響を与えたものと思われる。

Ⅲ カリフォルニア州法

Ⅰ 立法の背景および概要

Ⅱでみたように、アメリカでは著作者人格権が保護されていなかったため、芸

17) 山口・前掲注 13) 255 頁。

18) Hansmann & Santilli, *Author's and Artist's Moral Rights: A Comparative Legal and Economic Analysis*. 26 J. Legal Stud. 95, 142 (1997).

術作品が、破壊、改変により失われる事件が次々に起きた。

たとえば、Crimi 事件¹⁹⁾では、著作者に無断でフレスコ画が塗りつぶされたにもかかわらず、著作者のモラル・ライツの侵害を理由とする請求は棄却された。

しかし、ディエゴ・リベラの壁画の破壊のような文化にとっての不幸な出来事が、作品をその所有者から守る必要性を、社会に認識させることとなった。また、芸術品市場の拡大——それは、アメリカに限った現象ではないが——により、芸術品の声望をも保護する著作者人格権およびこれに関連する法原理の重要性が高まった。市場が拡大するにつれ、著作者人格権の保護の成功による見返りも大きくなったからである²⁰⁾。こうして、1970年代までには、美術界が著作者人格権に理解を示すようになった²¹⁾。

そのような中で、CAPA が、1979年に制定され、1980年1月1日、発効した。CAPA には、対象となる著作物に大幅な制限があるものの、著作者人格権を保護したアメリカで最初の制定法という点で、まず、大きな意義がある²²⁾。同法は、立法目的として、著作者の人格権の保護とともに、公共の利益の保護を掲げている (Cal.Civ.Code § 987(a)²³⁾)。さらに、本法は、ヨーロッパで伝統的に保護されてきた氏名表示権、同一性保持権のほか、相当な理由がある場合に著作者であることを否認する権利 (Cal.Civ.Code § 987(d)²⁴⁾) および破壊防止権をも認めている²⁵⁾。すなわち、同法は、伝統的なモラル・ライツのみならず、ヨーロッパの先駆者たちが明示で保護していない利益も保護している。また、本法制定の

19) 89 N.Y. S.2d 813 (N.Y. Sup. Ct. 1949).

事案の概要は、こうである。画家の Crimi は、教会から、壁に宗教的なフレスコ画を描くことを依頼された。契約の条項によれば、代金全額の支払いと引き換えに、作品の所有権が完全に教会に移転するとされていた。フレスコ画は、教区民に不評であったため、教会は、Crimi に何ら通知することなくフレスコ画を塗りつぶした。これを知った Crimi は、モラル・ライツが侵害されたとして、教会を相手に、フレスコ画の復原等を求めて訴えを提起した。

裁判所は、「特段の留保のない限り、作品が売却された後には、芸術家の名誉を保護するような権利は認めることができない」として Crimi の請求を棄却した。

20) Hansmann & Santilli, *supra* note 18, at 142.

21) F. Feldman & S. Well, *Art Law*, 428 (1986).

22) マサチューセッツ、ペンシルバニア、ルイジアナ、ニューメキシコなどで CAPA をモデルとする法が制定されている。

2年後には、著作者以外の者による差止請求に関する規定が、公共の利益を図るための手段として規定された (Cal.Civ.Code § 989)。

これまでみてきたように、アメリカでは、国家レベルでモラル・ライツの原理が採用されておらず、そのような当時の感覚からすると、同法は、かなり異色な存在であったといえる²⁶⁾。

以下では、まず、CAPAの立法の経緯をみたく、所有権の制限である同一性保持権および破壊防止権の内容を検討する。

2 立法の経緯

CAPAの最初の草案は、1977年、Goetzi教授によって起草された。そこでは、文化、芸術品の同一性保護は公共の利益に適うことが明示されていた。

第二草案は、1978年、上院議員によって州議会に法案として提出された。同法案では、「公共の利益のために、何人も著作者と同様の救済を受けられる」(S.2143, 987(d)現法 § 987)との規定が設けられていた。また、権利は永遠(S.2143, 987(e)(1)(ii)現行法 § 987(e)(1))であるとされた。

この第二草案に、次のような修正を経て本法が成立した。まず、公共の利益へ

23) Cal.Civ.Code § 987(a).

州議会は、ここに、芸術家の人格の表現である芸術品の物理的変更または破壊は、芸術家の名声を害するものであるため、芸術家は、制作した視覚芸術作品を変更または破壊から守る利益を有し、また、文化的、芸術的創造物を完全な形で保存することは、公共の利益に合致することを認識し、宣言する。

カリフォルニア州美術保護法の訳出にあたっては、安藤和宏「アメリカ著作権法におけるモラル・ライツの一考察」早稲田大学大学院法研論集124号1頁以下(2007)を参照した。

24) Cal.Civ.Code § 987(d).

芸術家は、いつでも、著作者であることを主張する権利を持ち、正当かつ相当の理由がある場合には、美術著作物の著作者たることを否認する権利を有する。

当初の法案(S.2143, § 987(c) (1978))では、積極的権利である氏名表示権のみが認められていた。

25) ちなみに、ニューヨーク州法では、著作者人格権は本来的に著作者の人格的利益を保護する権利であって、公共の利益を保護するものではないとの観点から、破壊防止権は認められていない。破壊行為によっては著作者の名誉・声望が害されることはないという考えによる。メイン、ニュージャージー、ロードアイランド、コネチカット、ネバダの各州でニューヨーク州法をモデルとする法が制定されている。

26) *The California Art Preservation Act*, 14 U.C. Davis L. Rev. 975, 980 (1981).

の言及は残されたが、公共の利益の確保のためのすべての手段が削除された。また、保護の対象が、「クオリティーが認められる」作品に限定された。著作者以外の者がなしうる法的措置については、CAPA 制定の2年後に規定が設けられた (Cal.Civ.Code § 989)。しかし、その内容は、当初の法案が定めた著作者と同様の救済とは大きく異なるものであった。

なお、本法において著作者人格権は、立法者の「宣言」によって権利性が認められており (Cal.Civ.Code § 989)、自然権として認められていない。

3 保護の対象

(1) 原則論

本法の保護の対象は、芸術品 (fine art) のうち、クオリティーが認められるものである。ただし、商業利用のために製作されたものは除外される (Cal.Civ.Code § 987 (b)(2)²⁷⁾)。クオリティーが認められるかどうかを判断するにあたっては、専門家の意見によることになる (§ 987 (f)²⁸⁾)。

芸術品は、「絵画²⁹⁾、彫刻、デッサンの原作品またはガラス工芸の原作品」と定義される (§ 987 (b)(2))。ここでの「芸術品」の定義は非常に狭い³⁰⁾。このように、その保護対象を限定することは、幅広い視覚芸術品に保護の手を差し伸べず、定義から外れたすべての創作品を放置することを意味し、著作者人格権の精神に反するとして、保護範囲を広げることが望ましいとの見解も多い³¹⁾。

クオリティーが認められるという要件は、アメリカ以外の国の著作者人格権に

27) Cal.Civ.Code § 987 (b)(2).

「芸術品」とは、絵画、彫刻、デッサンの原作品またはガラス工芸の原作品のうち、クオリティーが認められるものを意味するが、購入者の商業利用のための契約に基づき製作されたものは除外する。

28) Cal.Civ.Code § 987 (f).

芸術作品がクオリティーを有すると認められるかどうかを決定するにあたっては、芸術家、芸術品のディーラー、芸術品の収集家、美術館の学芸員、その他芸術品の創造、市場での売買に関わる者の意見によらなければならない。

29) 壁画も含まれる (Botello v. Shell Oil Co. 229 Cal. App.3d 1130; 280 Cal. Rptr. 535; 1991)。

30) ちなみに、複製権に関する規定である Cal.Civ.Code § 982 (d)(1)における「fine art」の定義では、列挙されている絵画、デッサン、彫刻などに限定されないものとされている。

関する法では用いられていない。かかる要件から、CAPA は、著作者の人格的利益の確保よりも、公益の確保を志向するようにみえる³²⁾。クオリティーの認められない作品であっても、著作者の意に反する改変がなされれば、著作者の人格的利益が害されるおそれがあり、著作者の人格的利益の保護という観点からは必ずしも十分ではないからである。なお、著作者の人格的利益への配慮から、「クオリティーの認められる」という要件を「芸術家の人格の真剣な創造的主張を表現していること」という要件に置きかえるべきであるとの提案もある³³⁾。

この要件には、他に、濫訴を防止する機能も期待されている³⁴⁾。

ある作品に、クオリティーが認められるかどうかは、裁判所が、事後的に判断することとなる。法律を専門とする裁判所に芸術的価値を判断させるべきではない³⁵⁾、という観点から、かかる要件を不要とすべきとの見解もある³⁶⁾。さらに、かかる規定を設けると、訴訟が長期化し訴訟費用もかさむことから、芸術家 (=

31) *The California Art Preservation Act. supra note 26, at 985-986.*

Petrovich, *Artists' statutory droit moral in California: A Critical Appraisal*. 15Loy. L.A.L. R.29, 48 (1981).

32) ただし、「クオリティーの認められる」作品のみを保護すれば文化的利益が十分に確保できるかという点は、なお検討の余地がある。一般的に、人は目新しく見慣れないものに嫌悪感を覚える場合があり、創作当時に酷評された作品が、後に名作としての地位を確立する場合も少なくないからである。たとえば、美術の著作物ではないが、チャイコフスキーのバレエ音楽「白鳥の湖」は、1877年の初演当時、酷評され、数回上演された後、ポリショイ劇場の演目から外されている。

もっとも、物は、その価値を社会が承認したときに文化財となるとの考え方を前提とすると、社会の評価を基準とすることにも合理性が認められると解することもできよう。

33) Petrovich, *supra note 31, at 51.*

34) *The California Art Preservation Act. supra note 26, at 984.*

35) この点につき、ホームズ判事は、次のように述べた。「法律についてのみ訓練された者に、明白で大幅な制限を加えることなく、絵画の価値の最終判断をさせることは危険であろう。極端な例を挙げると、天才の作品で、確かに誤った評価がなされたものもある。その目新しさのために、公衆がそれに慣れるまで、嫌悪感が感じられたのである。ゴヤのデッサンやマネの絵画が、制作当時、確実な保護を受けたのかどうか、疑念がある。」188 U.S. 239, 251-252 (1903).

36) *The California Art Preservation Act. supra note 26, at 984.* しかしながら、本法では、クオリティーが認められるかどうかの判断にあたっては、専門家の意見によるべきことを定めており、裁判所が完全に恣意的な判断ができるわけではない。専門家の意見を証拠として、裁判所が事実認定を行うということは、差し支えないものと考えている。医療事件や特許訴訟など、高度な専門的知識が必要とされる事案も裁判所は扱っており、芸術に関する事案だけを除外すべき理由はないからである。

著作者)は、訴訟を諦めるざるを得ないこととなり、無用なだけでなく有害であるという批判もある³⁷⁾。

(2) 応用美術

文化財には、純粹美術のみならず家具や装飾品などの応用美術も多く含まれることから、著作者人格権の文化財保護機能を検証するにあたっては、応用美術が保護の対象となるのかが問題となる。

この点、CAPAは、応用美術が「芸術品」に含まれるかどうか、条文上、明らかにしていない。CAPAは、著作物一般を広く保護するものではなく、限られた芸術品のみを保護の対象とするが、応用美術も、CAPAの定める「芸術品」に含まれるのであろうか。

CAPAの制定当初、絵、刺繍、彫刻または象嵌で装飾された実用品は芸術品ではない、と主張する美術評論家もいた。しかし、立法者はこの立場を採らなかった。食器や花瓶に描かれた絵は、芸術品として保護されるという立法がなされたのである(Cal. Civ.Code § 997)。これらの物品に限り立法がなされたということは、他の応用美術については、保護しない趣旨であると解することができよう。

4 権利の内容

CAPAでは、同一性保持権と破壊防止権が認められており、公表権、修正撤回権のような社会の利益と対立しうる著作者人格権は保護されていない。

同一性保持権と、破壊防止権が同一の条文に定められており、要件も同一で、名誉声望を害されることは不要で、過失による行為は禁止されない (§ 987(c)(1)³⁸⁾)。具体的には、著作物を物理的に損傷、切除、改変もしくは破壊することを故意に行い、または故意に行うことを許可することが禁止される。いずれも、所有権の行使を抑止する制限である。

37) *Id.*, at 985.

38) Cal.Civ.Code § 987(c)(1).

自己が制作した視覚芸術作品の著作物を所有している芸術家を除き、何人も視覚芸術作品の著作物を物理的に損傷、切除、改変もしくは破壊することを故意に行い、または故意に行うことを許可してはならない。

ここで禁止されるのは、物理的な損傷等であり、たとえば、名画をがらくたと一緒に展示することは禁止されない。そのような展示は、著作者の名誉・声望を害することはあっても、社会の利益を害するわけではないことを考慮すると、かかる規定は、立法目的と整合的である。

なお、作品を保存する者等、一定の立場にある者については、重大過失による行為も著作者人格権の侵害となる（§ 987(c)(2)³⁹⁾）が、これは、保存者、復原者という地位から生じる義務について定めたものであり、所有権の制限ではない。

5 権利の放棄

芸術家、すなわち著作者は、署名がある明確な書面により、著作者人格権を放棄することができる（§ 987(g)(3)）。

6 救済

権利侵害に対する救済方法としては、著作者およびその承継人に、差止命令と損害賠償が認められている。さらに、裁判所は、相当な弁護士費用、専門家証人費用、懲罰的損害賠償の支払いを認めることができる。ただし、懲罰的損害賠償は、原告ではなく、カリフォルニア州内の慈善組織または教育組織に分配される（§ 987(e)(3)）。かかる規定は、公共の利益を掲げる立法目的と整合的である⁴⁰⁾。

7 著作者人格権の制限

CAPA は、建造物に組み込まれた芸術品について、著作者人格権を制限する規定を置いている。制限の程度は、建物から取りはずすに際して、当該芸術品が

39) Cal.Civ.Code § 987(c)(2).

上記(1)による禁止に加えて、芸術作品を展示準備 (frame)、保存、復元する者は、何人も、重大過失を構成するいかなる行為によっても、芸術作品の著作物を物理的に損傷、切除、改変もしくは破壊するを行い、または行うことを許可してはならない。このセクションの目的においては、「重大過失」とは、その芸術作品の著作物に対する無関心を信じることを正当化する程度の非常に軽いレベルの注意しか払わないことを意味する。

40) ただし、公益という観点からは、訴訟を提起した者が懲罰的損害賠償を受けとる仕組みの方が望ましいとも考えられる。訴え提起のインセンティブとなり、著作者人格権の侵害を抑止する効果が期待できるからである。

損傷するかどうかにより異なる。取りはずしの可否の判断基準は、条文の文言からは明らかでないが、物理的な可否のみならず、経済的な観点をも考慮すべきとの見解がある。

まず、芸術品が、建造物からの取りはずしにより損傷する場合、著作者人格権は完全に制限され、建造物の所有者は、原則として当該作品を自由に処分することができる (§ 987(h)(1))。

取りはずしで芸術品が損傷しない場合には、建造物の所有者に著作者または承継人に対する一定の通知義務が生じるが、通知をするための真摯な努力をしたが通知できなかった場合および通知をしたにもかかわらず誰も撤去の費用負担または撤去をしないときには、所有者は、その芸術品を自由に処分することができる (§ 987(h)(1))。著作者等が費用を負担して撤去した場合には、その者に芸術品の所有権が移転する。

このように、建造物に組み込まれた作品は、著作者人格権が制限されている。

かかる作品の保護の程度が低いのは、実用品である建造物所有者の利益に配慮しているためと考えられる。建造物に組み込まれた芸術品の破壊や改変を禁止することは、芸術品そのものの所有権のみならず、建造物の所有権の行使をも制限することになるからである。

建造物自体が著作物である場合など、応用美術については、保護の対象から除外されるのはすでに見たとおりである。しかしながら、一定の応用美術も保護の対象とした上で、著作者人格権の侵害となるかの判断にあたり、実用性にも配慮しつつ所有権と著作者および公共の利益の考量を行うべきだとの批判もある⁴¹⁾。具体的には、財産を利用するために改変等をしようとする所有者の利益が、それにより失われる著作者および公共の利益を上回る場合には、同一性保持権の適用除外とする方法が提案されている⁴²⁾。

41) Petrovich, *supra* note 31, at 60 では、応用美術のうち、芸術的側面が支配的な物を “fine art” に含めるべきだとの提案がなされている。

42) *Id.*, at 61.

43) F. Feldman & S. Well, *supra* note 21, at 483.

8 権利の性質および存続期間

権利の存続期間は、著作者の死後 50 年間である。著作者の死後は、その相続人、受益者、受遺者または人格代表者（遺言執行者、立法の遺産管理人）が権利を行使しうる（§ 987(g)(1)）。権利存続期間を限定しない方が、公共の利益という CAPA の立法目的と整合的である。それにもかかわらず、保護期間が制限されたのは、著作権の保護期間を著作者の死後 50 年間とする連邦著作権法との適合性を考慮したためではないか、との指摘がある⁴³⁾。

9 第三者による権利の行使

著作者が無関心などによりその権利を行使しない場合もあるため、文化的利益の確保という観点からすると、公益を代表しうる第三者も、権利を行使できることが望ましい。

CAPA では、著作者およびその承継人以外の者にも、権利侵害訴訟の当事者適格を認めている。

具体的には、非営利の公的または私的な法人または団体で、訴訟の提起時において 3 年以上存続しており、公衆に対する上演、展示その他の芸術の表現または芸術もしくは芸術家の利益の促進を主目的とする組織に、差止請求の当事者適格が与えられている（§ 989⁴⁴⁾）⁴⁵⁾。

44) Cal.Civ.Code § 989.

(a)州議会は、ここに、文化・芸術品の同一性の保存は公共の利益に合致することを確認し、宣言する。

(b)本セクションにおける用語の定義

(1)「芸術品」とは、絵画、彫刻、デッサンの原作品またはガラス工芸の原作品のうち、クオリティーが認められ、公共の利益にとって相当の価値あるものを意味する。

(2)「組織」とは、非営利の公的または私的な法人または団体で、本セクションに定める訴訟の提起時において 3 年以上存続しており、その主目的が公衆に対する上演、展示その他の芸術の表現または芸術もしくは芸術家の利益の促進であるものをさす。

(3)「撤去の費用」とは、芸術品の撤去により不動産に生じたダメージを修復する合理的な費用を含む。

(c)公共の利益のために訴訟提起する組織は、987 条(c)で禁止される行為から作品の同一性を守るまたは保存するための差止めを請求することができる。

45) なお、不成立となった当初の法案では上記の当事者適格者に著作者と同様の権利が認められていた。

10 州法の限界

州法には、その適用範囲に限界がある。たとえば、同一性保持権侵害は州内で起きたものでなければならない。作品がカリフォルニア州から持ち出され、改変された後に同州に戻された場合、CAPAのもとでの同一性保持権侵害とはならない。このような、法の適用範囲の間隙をなくすためには連邦法の制定が必要である。

11 小括

CAPAは、著作者人格権を保護するアメリカで最初の制定法という意義を有する。公共の利益の保護を立法目的に掲げており、著作者人格権の文化財保護機能を積極的に認めている。ここに、大きな独自性がある。

ただし、公共の利益を掲げながら、一部を除いて応用美術が保護の範囲外とされるなど、保護対象となる「芸術品」は極めて限定されている⁴⁶⁾。

CAPAによる所有権の制限の態様は、所有権の内容の制限のうち、所有権の行使を抑止する制限である。

所有権が制限される期間は、著作者の死後50年間である。一定の期間ではあっても、著作者の死後も権利を保護している点は、公共の利益の確保という立法趣旨と整合的である。しかしながら、権利の存続期間が限定されていることから、古い文化財の保護には適さない。また、「クオリティーが認められる」という要件があるため、あまり新しい文化財の保護にも適さない。

そして、著作者およびその承継人以外の第三者にも、一定の権利の行使を認めている点は、公共の利益の保護を謳った立法目的と整合的である。

しかし、当初の法案とは異なり、その手段は差止命令に限定されている。仮に差止命令が無視されても、損害賠償請求ができないため、その実効性は限定的である。

すなわち、CAPAには、文化的利益を確保しようという立法趣旨が規定の随

46) CAPAに列挙された絵画、彫刻等以外にも文化的価値のある芸術品があるし、応用美術の中には、文化的芸術的創造物にあたるものもあるので、公共の利益の保護としてやや不十分な感が否めない。

所に現れており、ここで保護された権利は、文化財の保存、活用に資するものであるが、その効果はやや限定的である。

IV 連邦著作権法 (VARA)

1 立法の背景および概要

アメリカは、ようやく1989年になってベルヌ条約へ加盟した。

加盟にあたっては、同条約6条の2に定められた著作者人格権についての要件を充たす必要があった。そのため、同条約加盟に際して制定されたベルヌ条約履行法 (Berne Convention Implementation Act of 1988)⁴⁷⁾の、当初の法案はモラル・ライトに関する規定を含んでいた。しかし、モラル・ライトの保護は著作権で保護された製品の製造、販売に悪影響のおそれがあるとして業界団体の抵抗にあった⁴⁸⁾。そこで、連邦議会は最終的に、既存の法により同条約の6条の2の基準は充たしているという判断を下し⁴⁹⁾、同一性保持権に関する規定を設けなかった。著作者は、コモン・ローや連邦著作権法⁵⁰⁾によって著作者人格権と同様の権利の行使することができるというのがその理由であった⁵¹⁾。具体的には、著作者は、契約違反、名誉毀損、不正競争⁵²⁾およびプライバシー権といった法理により人格権の侵害に対する救済を求めることができる⁵³⁾というのである。

しかしながら、このような連邦議会の判断はいささか疑問である。たとえば、

47) ベルヌ条約履行法の内容の詳細については、小野奈穂子「米国における著作者人格権保護」一橋法学第9巻第2号319頁(2009)参照。

48) *At Issue, Copyright Fight Resumes in Congress*, L.A. TIMES, March 14, 1988 at 6.

49) 下院報告書においても、「連邦法、州法において氏名表示権、同一性保持権というモラル・ライツが保護されており、現行法は、条約6条の2の要件を充たす」と述べられている。

50) 17 U.S.C. § 106(2) (2009) が、「二次的著作物を作成する」排他的な権限を著作権者に与えていることから、同一性保持権に相当する権利が保護されていると評価された。

51) VerSteege, *Federal Moral Rights for Visual Artists: Contract Theory and Analysis*. 67 Wash. L. Rev. 827, 830, (1992).

52) ランハム法 (15 USC § 43(a)) が出所表示についての規定を含むため、著作者人格権の氏名表示権に相当する権利が保護されると評価された。

53) Damich, *The Right of Personality: A Common—Law Basis for the Protection of the Moral Rights of Authors*, 23 Ga. L. Rev. 1,35 (1988).

同一性保持権については、二次的著作物についての法理によって保護されているとの見解がある。しかし、連邦著作権法は、二次的著作物の排他的な作成権限を著作者ではなく著作権者に与えている(17U.S.C. § 106(2))。それは、次のような結果をもたらす。著作者が著作権を譲渡した場合、譲受人はその著作物から自由に二次的著作物を作成(改変)することができ、他方、著作者が譲受人の同意なく二次的著作物を作成した場合、著作権の侵害となる。これは、著作者人格権の保護とはほど遠い。

にもかかわらず、著作者人格権の保護に関する規定は設けられず、むしろ著作者人格権概念を持ち込まないよう周到な立法措置⁵⁴⁾がとられたのである⁵⁵⁾。

カリフォルニア州でCAPAが制定されたのをはじめとして、ニューヨーク、マサチューセッツなどいくつかの州で著作者人格権を保護する立法がなされたが、すべての問題が解決されることにはならなかった。州法では必ずしも完全な救済をすることができなかったからである。

州法による救済が不完全であることの原因としては、いくつかの理由を挙げられる。まず、既存の連邦著作権法には、一定の場合に州法に優先適用される規定があるため、州法ではなく連邦著作権法の規定が適用される場合がある。また、著作権法の優先適用を回避したとしても、州法が連邦憲法に抵触することが考えられる。さらに、州法が適用される場合でも、連邦著作権法の下ではフェア・ユースの抗弁といったものが存在しており、これを無視することができない。このような問題を解決するためには、連邦法の制定が必要であった⁵⁶⁾。

しかし、すでにみたように、連邦議会は、ベルヌ条約への加盟にあたって著作者人格権保護のための新たな立法をすることには消極的で、既存の法で同条約の6条の2の基準は充たしているという立場をとっていた。このため、連邦議会では、1990年以前に、何度も著作者人格権に関する法案が提出されたが、成立には至らなかった⁵⁷⁾。

54) ベルヌ条約履行法は、ベルヌ条約の直接適用を否定し(2条、3条(a)(2))、ベルヌ条約の規定はアメリカですでに存する著作者人格権相当の保護を変更するものではないと規定して(3条(h))、著作者人格権の保護を強化する判例法を形成することがないようにした。

55) 半田、松田・前掲注12) 750頁。

56) 山口・前掲注13) 261頁以下。

もっとも、バルヌ条約加盟国の中には、アメリカのこの主張に疑問を呈する国もあった⁵⁸⁾。さらに、CAPAのような、著作者人格権を保護する州法が次々と立法される⁵⁹⁾とともに、著作者の人格を保護する必要性が認識されるようになり⁶⁰⁾、国内での立法を求める声が大きくなった。本法の立法の背景にはこのような事情があった⁶¹⁾。

VARAは、視覚芸術品の一部を対象とし、氏名表示権、否認権、同一性保持権および破壊防止権を認めている。しかし、CAPAにあるような、公共の利益には言及がない。

以下では、本論文のテーマと関連がある同一性保持権、破壊防止権について検討する。

2 立法の経緯

1989年、著作者人格権法案が連邦議会両院に提出された。カステン上院議員は、「今日、芸術品の所有者がその芸術の同一性を保護する保障はどこにもない。我々は、……壁画についての恐ろしい話を聞いている。我々は、基本的な前提、すなわち、芸術家はその作品を売却した場合でも作品の同一性が確保されていることを監視する道徳的または法的な権利を有することに関与しなければならぬ⁶²⁾」と述べた。法案を提出したケネディ上院議員は、「私は、連邦政府がリーダーシップを発揮し、アメリカにおいて生き生きとした雰囲気を確認し、創造的な人々の芸術におけるキャリアと活躍を可能にする責任を有すると信じる。……

57) Ginsburg, *Copyright in the 101st Congress: Commentary on the Visual Artist Rights Act and the Architectural Works Copyright Protection Act of 1990*, R.I.D.A. avril, 1992, p. 101.

58) *Id.*, at 103.

59) 本法の立法審議がなされていた1990年1月当時、既に11の州において著作者人格権を保護する立法が成立していた。

60) カステンメイヤー議員は、本法の立法過程において、「視覚芸術は、文化生活において重要な役割を果たしており、その創造物に魂を注ぎ込んだ芸術家たちは、その努力を保護されてしかるべきである」と述べている。136 Cong.Rec.H3115.

61) ピカソの作品が、所有者により1インチ角に切られて販売された事件が引き金の1つになったのではないかと指摘もある(小野・前掲注47) 597頁)。

62) 135 Cong.Rec.S6813.

連邦議会は、もはや芸術的伝統を保護する国家の責任を見過ごすことはできない⁶³⁾。」と主張した。

下院においては、法案を提出したカステンメイヤー下院議員は、「本法案が射程とする視覚芸術は、特別な社会的要求を充たすものであり、しかも……保護と保存は重要な公共の利益である⁶⁴⁾。」と述べた。

この法案は否決されたが、その後、ケネディ上院議員とカステンメイヤー下院議員により提出された法案が可決され、1990年10月27日、連邦著作権法の改正という形でVARAが制定されるに至った。

立法過程では、本法の目標として、次の3つがあげられている⁶⁵⁾。

まず、第一に、視覚芸術家の名誉と声望の保護である。そして、第二に、作品そのものの保護である。作品が改変または破壊されると、社会が究極の損失を被るので、文化遺産の重要な一部として、芸術家の意図した方法で保存すべきだというのがその理由である。最後に、第三に、一定の状況下で州法を無効化することである。VARAの射程の及ばない事項については、州が自由に定めることができる。

3 保護の対象

VARAの保護の対象は、視覚芸術品である。視覚芸術品は、「絵画、素描、版画または彫刻であって、1点のみ存在するもの、または著作者が署名し、かつ通し番号を付した200点以下の限定版が存在するもの。彫刻の場合、著作者が通し番号を付し、かつ署名その他著作者を明らかにする記号を有する、鋳造され、彫刻され、または組み立てられたものが200点以下存在するもの、あるいは、展示のみを目的として制作されたスチール写真映像であって、著作者が署名した1部のみが存在し、または著作者が署名しかつ通し番号を付した200部以下の限定版が存在するもの」と定義される。ただし、ポスター、地図、地球儀、海図、技術図面、図表、模型、応用美術、映画その他の視聴覚著作物、書籍、雑誌、新聞、

63) 135 Cong.Rec.S6811.

64) 135 Cong.Rec.E2199.

65) 136 Cong.Rec.H3115.

定期刊行物、データベース、電子情報サービス、電子出版物、もしくは同様の発行物販売品もしくは広告用、販売促進用、説明用、表紙用もしくは包装用の材料もしくは容器、またはこれらの一部分は除外される (17 U.S.C. § 101)。また、職務著作物、連邦著作権法の保護の対象とならない著作物も除外される。

このように、VARA は、保護の対象を極めて狭く限定し、応用美術を明示的に除外するなど、さらにその例外を定めている。このような規定は、①出版社、映画会社など、著作物の大手の利用者団体への著作者人格権の行使を回避し⁶⁶⁾、②法律の適用を、大量製品ではなく「芸術作品」に限定する目的を達成しようとした試みを表しているとされる⁶⁷⁾。特に、保護の対象を 200 部以下の限定版に絞ったことについては、本法が、著作権法の意味する無体物である著作物を保護しているのではなく、立法者は具体化されたオリジナルの保護を重視したためと解されている⁶⁸⁾。

文化財としての価値は、オリジナルの数が少ないほど高くなるから、本法の背景には、文化財の保護による文化的利益の確保という立法意図があったことがわかる。

4 権利の内容

VARA では、同一性保持権侵害と破壊防止権侵害とで、異なる要件が設けられている (16 U.S.C § 106A⁶⁹⁾)。

同一性保持権の侵害があったと認められるためには、故意による歪曲、切除その他の改変が行われ、著作者の名誉または声望が害されたこと (prejudicial to his or her honor or reputation) が必要である。かかる要件は、ベルヌ条約に由来するものであるが、各国の裁判所はその履行法の解釈に苦勞してきた。アメリ

66) カステンマイヤー議員は、本法の立法過程において、「視覚芸術家の権利と、映画等の芸術家の権利は、別途考慮する必要がある。映画 (の著作者の権利) について生じうる請求に、視覚芸術家の請求に対する基準と同様の基準を用いるべきかは、今後、引き続き検討を加えることになる」と述べた。136 Cong.Rec.H3115.

67) See Ginsburg, *supra* note 57, at107.

68) J. Dieselhorst, *Das Ende des "amorales" Copyrights?*, GRUR Int. 1992, S.908f. 引用は、戸波美代「著作者人格権に関する一考察——法制比較の試み (その3)」筑波法政 28 号 136 頁 (2000)。

カでは、たった一つの裁判所が、この要件の明白な意味を確立することを試みた⁷⁰⁾。判決において、ウェブスター国際辞典第3版の記載に依拠して、「害する (prejudice)」とは「他人からの評価を傷付けまたは損害を与えること」、「名誉 (honor)」とは、芸術家の「良い評判または公的な評価」、「声望 (reputation)」とは、「価値のある、または賞賛に値するとみなされる状態」であるとした。これで、要件の意味が一見明らかになったようであるが、「害」が主観的なものか、客観的なものかについては説明されておらず、他の裁判所がこの基準を適用することは困難と思われる。したがって、条文解釈には依然として曖昧さが残されている⁷¹⁾。

同一性保持権による所有権の制限の態様は、所有者の権利の行使を抑止する制限である。

破壊防止権には名誉声望要件は設けられておらず、名声の認められた視覚著作物が対象である。「名声が認められる」という表現だと未公開の作品の保護が図れないのではないかという疑問が生じる。この点、裁判所は未公開作品でも破壊防止権の保護対象になり得るとしているが、「クオリティーが認められる」という表現の方が適切であるとの批判もある⁷²⁾。本法が、CAPAの「クオリティーが認められる」という表現を使わず、この文言をあえて用いた理由は明らかでは

69) 16 U.S.C. § 106A.

(a)第107条を条件として、視覚芸術著作物の著作者は、第106条に規定する排他的権利と独立して――

(1)(2)略

(3)第113条(d)に定める制限を条件として、以下の権利を有する。

(A)自分の名誉または声望を害するおそれのある著作物の故意の歪曲、切除その他の改変を防止する権利。当該著作物の故意の歪曲、切除その他の改変は、かかる権利の侵害となる。

(B)名声が認められる著作物の破壊を防止する権利。故意または重大な過失による当該著作物の破壊は、かかる権利の侵害となる。

訳文は、山本隆司・益田雅子共訳『外国著作権法令集』(29) ― アメリカ編 ― (著作権情報センター, 2000) によった。

70) *Carter v. Helmsry-Spear, Inc* 861 F. Supp. 303, 323. (S.D.N.Y. 1994).

71) *Hawkins, Substantially Modifying the Visual Artists Rights Act: A Copyright Proposal for Interpreting the Act's Prejudicial Modification Clause*. 55 *UCLA L. Rev.* 1449-1450 (2008).

72) 安藤・前掲注23) 9頁。

ない。

いかなる場合に名声が認められたといえるのかどうかの判断基準ははっきりしない。また、CAPAの「クオリティーが認められる」の要件と異なり、誰が判断するのか条文には規定されていない。実務では、その立証について、多くの裁判所が、美術界のメンバーである専門家証人の証言によるべきことを要求しているが⁷³⁾、書面や新聞記事での立証を認める裁判例⁷⁴⁾もある。名声が認められた作品かどうか判断するにあたって、作品の使用目的を考慮要素とした裁判例もある⁷⁵⁾。いずれにせよ、新進の芸術家に当事者適格が認められることは困難であろう。新進作家の作品の価値が認められるまでには一定の時間を要するのが通常だからである⁷⁶⁾。

VARAでは、重過失による破壊も破壊防止権侵害となる。過失を注意義務違反と構成した場合、ある行為についての過失の重大性は、注意義務の高さに比例する。作品の文化的・芸術的価値の高さと、注意義務の高さが連動するのかどうかについては明らかでない。

いずれにしても、破壊防止権は、重過失によっても侵害されうるので、所有権の行使を抑止する制限であるとともに、注意義務を果たすという積極的義務を課す所有権の制限という性質も有する。

なお、時の経過または素材の固有の性質の結果である視覚芸術著作物の改変(17 U.S.C. § 101)、著作物の保存または公開(照明および配置を含む)の結果である視覚芸術著作物の改変(重大な過失による場合を除く)(§ 106A(c)(2))、一定の複製等の改変、破壊は、同一性保持権、破壊防止権侵害とはならない。

Iでみたように、制定法による著作者人格権の保護そのものに消極的であった連邦議会が、破壊防止権までも認めたことは、意外なことのようにも思える。

この点については、適用範囲を極めて限定することにより、映画産業、IT産業など経済界からの反対を封じ⁷⁷⁾、かつ、破壊防止権まで導入することにより、

73) Carter v. Helmsley-Spear, Inc., 861 F.Supp. 303, 325 (S.D.N.Y. 1994).

74) Martin v. City of Indianapolis, 192 F.3d 608, 612 (7th Cir. 1999).

75) Pollara v. Seymour, 206 F.Supp. 2d 333,336-337 (N.D.N.Y. 2002).

76) Thurston, *The Unexpected Consequences of the Visual Artists Rights Act*. 20 Berkeley Tech.L.J. 715. (2005).

ベルヌ条約加盟諸国に対して著作者人格権を手厚く保護しているというアピールを行う意図だったのではないかとの指摘がなされている⁷⁸⁾。

5 権利の放棄

本法で保護される著作者人格権は、著作者が署名した文書をもって明示的に同意することによって放棄することができる。かかる文書には、放棄の対象となる著作物およびその使用を具体的に示さなければならない (§ 106A (e)(1))。著作者人格権の放棄の要求に抗えない弱い立場にある著作者が多いことと、著作者人格権の放棄の慣行が確立されている実務の状況を考慮し、対世的権利の放棄を禁止して、書面で特定した者および使用に限って免責の対象としたものである。

条文上は、破壊防止権の放棄もこの規定に従うことになるが、放棄の対象となる使用を明らかにするという規定のしかたは同一性保持権の放棄を想定したものである。著作物の破壊は、使用を目的とするものではなく、破壊行為について、「その使用を具体的に」示すということはあるからである。

このため、破壊防止権の放棄についてどのように解すべきか、条文からは一義的に明らかでない。

6 救済

VARA で保護される著作者人格権の侵害に対しては、連邦著作権法に規定されている救済方法、すなわち、差止命令 (§ 502)、権利を侵害する物品の押収と処分、損害賠償 (§ 504)、不当利得の返還、それらの費用と弁護士費用 (§ 505) の請求が認められる。

7 著作者人格権の制限

建築物に組み込まれた視覚芸術品については、一定の場合に著作者人格権が制

77) モールヘッド議員は、視覚芸術品の定義が極めて限定的であることを指摘したうえで、これらのタイプの作品に対する保護を、他のタイプの作品へ拡張しようとする試みがなされるようなことがあれば問題だ、と述べている。136 Cong.Rec.H3115 (statement of Rep. Moorhead).

78) H. Hansmann & M. Santilli, *supra* note 18, at 142.

限される。

視覚芸術品が建築物に組み込まれ、あるいは建築物の一部になっていて、建築物からの取りはずしが必然的に破壊や改変を伴う場合で、所有者と著作者の署名入りの書面（建物に組み入れられた作品が物理的に損傷するかもしれないことについての合意）がある場合には、著作者人格権は保護されない（§ 113(d)(1)）。

それ以外の場合には著作者人格権の負担は著作者の生存中は続き、建築物の譲受人にも承継される。ここで、注意しなければならないのは、権利の放棄がなされていない場合、芸術品の所有権のみならず、それが組み込まれた建築物の所有権の行使も制限されるということである。そして、建築物の所有者は、建て替え等が自由にできなくなる結果、土地の所有権も制限される結果となる。したがって、このような VARA の規定については、建築物の所有者に過度の負担を課す規定であり、CAPA のような規定に改正するべきとの批判がある⁷⁹⁾。

建築物からの取りはずしが必然的に破壊や改変を伴わない場合には、建築物の所有者が、著作者に対し、通知しようと誠実かつ善意の努力をしたにもかかわらず通知できなかった場合、または通知をしたが、通知を受けた者が一定期間に撤去費用の負担または撤去がしなかった場合、著作者人格権は保護されない（§ 113(d)(2)⁸⁰⁾）。

さらに、VARA は、フェア・ユースの法理が著作者人格権に適用されることを規定している（§ 607）。しかし、代替性のない作品に適用される著作者人格権にフェア・ユースの法理を適用するのは適切ではないとの批判もある⁸¹⁾。

8 著作者人格権の性質と存続期間

VARA で保護される権利は一身専属性を有し、存続期間は、著作者の生存中

79) *The Visual Artists Rights Act of 1990—the art of preserving building owners’ rights*. 22 Golden Gate U.L. Rev.371, 389 (1992).

80) 建築物の所有者が、その建築物に組み込まれた作品を故意に破壊したことにより著作者人格権侵害で訴えられた場合、責任を回避するためには以下のような主張が考えられる。
①作品は VARA の保護する視覚芸術品にあたらぬ、②名声を確立した作品ではない、③損傷せずに撤去可能な作品で、通知もしくは通知のための努力をした、という主張である。いずれかに該当すれば、責任は生じない。

81) 山口・前掲注 13) 271 頁。

に限られる (§ 106A(d)(1))。ケネディ法案とカステンマイヤー法案では、著作権期間と同一の著作者の死後50年間とされていたが、上院の司法委員会で修正がなされた。著作者の死亡と同時に権利が消滅するため、相続の可否や相続人の範囲は問題とならない。

9 第三者による権利の行使

著作者が無関心などにより権利を行使しない場合もあるため、文化的利益の確保という観点からすると、公益を代表しうる第三者が権利を行使できることが望ましい。しかし、連邦著作権法は、CAPAと異なり、第三者の当事者適格についての規定がなく、第三者による権利行使は認められない。

10 州法との関係

州法とVARAの保護の対象が重複する場合、VARAで承認されている権利は、それに相当する州の権利に優先する (§ 301(f)(1)-(2))。この規定により、VARAよりも著作者の権利を保護する州法の規定が排除されることになる。たとえば、連邦法よりも長期間著作者人格権を保護する規定は排除される。

11 小括

VARAでは、過失行為も対象とする破壊防止権も保護するなど、保護の程度は高いが、応用美術が明示的に除外されるなど、保護対象は極めて狭い。連邦議会は、バルヌ条約の要求を充たそうとしないという批判を避けるため、最低限のアプローチをとったといえる⁸²⁾。さらに、狭い保護範囲が、裁判所により限定的に解釈されている。

VARAによる所有権の制限の態様は、所有権の内容の制限である。重過失による破壊も禁止されており、権利の行使を抑止する制限のみならず、積極的義務も課されている。

権利の存続期間は、著作者の生存中に限られるため、古い文化財を保護するこ

82) Ginsburg, *supra* note 57, at151.

とはできない。「名声が認められた」という要件のある破壊防止権については、あまり新しい文化財の保護にも適さない。そして、作品が創造されてからその作品が評価を得るまでの間に、著作者が死亡する可能性も十分にあるにもかかわらず、著作者人格権の保護期間を著作者の生存中に限定するということは、実際に作品が保護される期間が極めて短いか、場合によっては存在しないという事態を招く可能性⁸³⁾もある。

V 考察

本章では、CAPA と VARA の規定を比較しつつ、アメリカ法における著作者人格権の文化財保護機能およびその限界について考察する。

1 著作者人格権の文化財保護機能

まず、立法目的についてみると、CAPA は、著作者人格権の文化財保護機能が正面から認められている。これに対し、VARA には CAPA のような公共の利益への言及はないが、立法過程において社会の利益の確保が掲げられていたこと、破壊防止権を名声の認められた作品のみに認めていること、著作者の名誉、声望が害されたことを要件としないことなど、著作者の人格的利益の保護だけでは説明のつかない規定もあり、社会の利益の確保という隠れた立法目的の存在が推認できる。

CAPA も、VARA も、その適用対象は極めて限定的であり、応用美術は、ほとんど保護されない。しかし、その対象である絵画や彫刻には文化財が多く含まれることから、一定の文化財保護機能が期待できる。

CAPA では、「クオリティーの認められる」ことが要件であり、VARA では、破壊防止権について、「名声の認められた」ものであることが要件である。文化財は、はじめから特別な存在であるのではなく、その価値を社会が承認したときに文化財となると考えると、社会の評価を適用要件とすることは、文化的利益の

83) 作品の製作直後に著作者が死亡した場合など。

確保という目的と適合的である。

CAPAは、著作者の名誉・声望が害されたことを権利侵害の要件としていない。VARAでは、破壊防止権については、名誉・声望要件が設けられていない。著作者の名誉・声望が害されなくとも、文化財が改変、破壊されれば社会の利益は損なわれる場合がありうるから、この点についても、文化的利益の確保という目的と適合的である。

VARAは、名声の認められた視覚芸術作品について、重過失による破壊も禁止しており、所有者に積極的義務を課す所有権の制限を行っている。文化財が、所有者の無関心により損傷する場合も多いことを考慮すると、かかる規定は、所有者の無関心から文化財の保護に資するものといえる。

CAPAとVARAを比較すると、CAPAでは同一権保持権と破壊防止権の文化財保護機能に差がなく、VARAでは破壊防止権に、より高い文化財保護機能が認められるといえる。

CAPAでは、著作者以外の第三者、すなわち、一定の法人または団体に差止請求権が認められており、著作者が無関心な場合にも文化財の保護を図ることが可能である。この点は、公益目的と整合的であるし、一定の実効性が期待できる。VARAについては、著作者の死亡により権利が消滅するため、承継人による権利行使がありえず、上記のように、破壊防止権が保護される期間がまったく存在しない場合もありうる。また、CAPAのような、第三者による権利の行使も一切認められていない。第三者による権利行使の可能性という視点から比較すると、VARAよりも、CAPAの方が、文化財保護機能が高いといえよう。

2 著作者人格権による文化財保護の限界

著作者人格権による文化財保護には、以下のような限界もある。①所有権との調整という限界、②著作者人格権の本来的な趣旨からくる限界、③時的な限界、④実質的な権利行使可能性という限界である。

(1) 所有権との調整という限界について

いずれも、建築物に組み込まれた芸術品について、権利制限規定がある。

CAPAでは、建築物からの取りはずしで芸術品が損傷する場合、権利は制限

される。VARA は、事前の合意がある場合限って権利が制限される。つまり、VARA では、CAPA よりも権利制限の範囲がせまい。

建築物に組み込まれた芸術品について、同一性保持権等が行使されると、それは、芸術品の所有権のみならず、建築物の所有権をも制限することとなる。

このため、建築物の所有権と著作者人格権との調整が図られている。

(2) 著作者人格権の本来的な趣旨からくる限界について

CAPA、VARA、のいずれも著作者の権利放棄を認めている。これは、著作者人格権が、本来的には、著作者の人格的利益を守るために認められた権利であることからくる限界である。

この点については、文化財の保護という観点から、名声が認められるほどの芸術的価値の高い物については破壊防止権の放棄を許すべきではない、という考え方もあり得る。

なお、権利の放棄を認めるべきかどうかは、文化的利益の確保という観点からは非常に微妙な問題である。文化的利益を確保するためには、文化財を保存、活用する必要があることはすでに述べたとおりであるが、保存、活用する前提として、文化財が創造されなければならない。文化財の保存という観点からは、破壊防止権の放棄を認めない方が望ましいが、文化財の創造という観点からは逆である。破壊防止権の放棄を禁止することは、作品の委嘱行為を萎縮させ、文化の創造の機会を減少させるおそれがあるからである。

(3) 時的な限界について

著作者人格権の存続期間について、CAPA は、著作者の死後 50 年間、VARA は、著作者の生存中に限定している。したがって、古い文化財の保護には適さない。

(4) 実質的な権利行使可能性という限界について

CAPA は、権利の侵害があった場合に懲罰的損害賠償を認め、第三者による権利行使も認めるなど、VARA よりも高い文化財保護機能が認められる。

しかしながら、実効性という観点から、以下の限界がある。

CAPA では、懲罰的損害賠償が認められるものの、著作者ではなく、法の定める組織に分配される。懲罰的損害賠償の可能性は、所有者による侵害行為を抑

止する効果を有するが、著作者の訴訟提起のインセンティブとはなり得ない。より権利行使の可能性を高めるには、一部でも懲罰的損害賠償を著作者に分配することが必要である。

また、第三者による権利行使は差止請求に限られ、差止請求が無視されて場合であっても、侵害者に対して損害賠償請求をすることができない。

3 小括

これまでみてきたように、CAPA および VARA においては、同一性保持権に加え、破壊防止権も認められ、また、CAPA では、第三者による権利行使もみとめられるなど、一定の文化財保護機能が期待できる。しかしながら、所有権との調整という限界、著作者人格権の本来的な趣旨からくる限界、時的限界、実質的な権利行使可能性という限界がある。

4 残された課題

本論文では、連邦著作権法およびカリフォルニア州法における著作者人格権の文化財保護機能について検討した。今後は、アメリカ法と他の国の法との比較を通じて、著作者人格権の文化財保護機能を明らかにしたい。

以上